

## 川口市障害者自動車運転免許取得費補助金助成のご案内

障害者が就職等のため、自動車運転免許を取得する場合、それに要した費用の補助を行っています。運転免許は第1種普通自動車免許に限ります。

☆対象者・・・市内に居住し、住民票を有し、障害者手帳の交付を受けているかたで下記の要件を満たすかた

- (1) 就職や就業など収入の向上が期待されるかた
- (2) 取得助成を行う月の属する年度の前年度の所得税課税所得金額が、特別障害者手当の所得制限額を超えないこと

☆対象経費・・・教習所の入学金・教習料・技能検定料、受験料など

☆助成額・・・対象経費の3分の2額（上限額12万円）※予算がなくなり次第終了  
※運転免許取得前に障害福祉課へ必ずご相談ください。

### ☆申請の流れ☆

- (1) 運転免許取得前に障害福祉課へご相談ください。対象になるかの確認をします。
- (2) 自動車教習所等で、運転免許を取得します。  
(領収書と免許取得に要した経費の内訳を証する書類をもらってください。)
- (3) 免許取得後、半年以内に市役所に申請書など必要書類を提出してください。
- (4) 審査後、助成額を申請者の口座に振り込みます。（3週間ほど）

### ☆必要書類☆

- (1) 障害者手帳（写し）
- (2) 運転免許証（写し）
- (3) 領収書（社印が押してあるもの。レシート等は不可）
- (4) 自動車運転免許取得に要した経費の内訳を証する書類
- (5) 口座振替依頼書（ご本人様名義のもの）
- (6) 川口市障害者自動車運転免許取得費補助金交付申請書
- (7) 補助金交付請求書

### ☆注意事項☆

- ・補助金の申請は、運転免許取得から半年以内に行ってください。期日を過ぎてからの申請はできませんのでご注意ください。
- ・転入等により川口市で所得状況が確認できないかたは、税証明などが必要となる場合があります。

ご不明な点は川口市役所障害福祉課給付係までご連絡ください。

電話番号・・048-271-9443